

教育長交際費の支出及び公表に関する取扱い要綱

平成30年12月1日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、教育行政の円滑な運営を図るため、教育長が教育委員会を代表し、外部の個人又は団体と交際する上で必要な経費（以下「教育長交際費」という。）を支出する際の基準及びその公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支出基準)

第2条 教育長交際費を支出する際の基準は、別表第1のとおりとする。

(公表する情報)

第3条 公表する情報は、教育長交際費の支出に係る情報のうち、次のとおりとする。

- (1) 支出項目
- (2) 支出年月日
- (3) 支出内容
- (4) 支出額

2 前項各号に掲げる情報のうち、個人情報の保護のため特に必要と認められるときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

(公表の方法)

第4条 公表は、市ホームページの掲載及び情報管理課行政情報コーナーにおける閲覧により行う。

(公表の時期)

第5条 公表の時期は、次のとおりとする。

- (1) 1月から3月までに支出した教育長交際費 4月20日までに公表
- (2) 4月から6月までに支出した教育長交際費 7月20日までに公表
- (3) 7月から9月までに支出した教育長交際費 10月20日までに公表
- (4) 10月から12月までに支出した教育長交際費 1月20日までに公表

(見直し)

第6条 教育長交際費の項目、適用の範囲及び支出額については、社会状況の変化を考慮し、適宜見直すものとする。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行し、平成20年度分の予算に係る教育長交際費から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年12月1日から施行し、平成30年度分の予算に係る教育長交際費から適用する。

別表第1(第2条)

項 目	適用の範囲		支 出 額
1 弔慰金	別表第2のとおり		別表第2のとおり
2 会費、祝金	教育委員会に関わりのある団体等の行事等に出席する際に必要な会費、祝金		1 原則5,000円から10,000円までとする。ただし、会費制の場合は会費額、近隣(関係団体)と調整が必要な場合は調整した後の額とする。 2 欠席の場合は、必要に応じ祝電対応する。
3 見舞金	教育委員会と関係する官公署等の長、国・県・市等の議員(元職を含む)、行政委員会の委員、各種審議会等の委員、各種団体の長等、教育行政に深く関わりのある者が、原則として7日以上入院又は1ヶ月以上の自宅療養を要する場合の見舞金で特に必要と認められるもの。ただし、一般の公務員には支給しない。		10,000円
4 その他	ア 接遇費	教育行政の運営上、必要な懇談等に要する経費	社会通念上適当と認められる金額
	イ 交際物品費	記念品、手土産代など	〃
	ウ 激励金	大会等に出場する個人又は団体への激励金で特に必要と認められるもの	〃
	エ その他	上記に属さないもので、教育長が特に必要と認めたもの	〃

別表第2(第2条)

区 分		本人	配偶者	父母、子 ※1	備 考	
1	教 育 委 員	生花	○	○	—	
		香典の額	10,000円	5,000円	5,000円	
2	前・元教育委員	生花	○	—	—	
		香典の額	10,000円	5,000円	—	
3	特別職の職員で非常勤のもの(教育委員を除く。)	生花	○	○	—	教育委員会との関係を踏まえ、その都度協議とする。
		香典の額	5,000円	5,000円	5,000円	
4	市長及び副市長	生花	○	—	—	
		香典の額	10,000円	5,000円	5,000円	
5	前・元市(町・村)長、副市長(助役)及び会計管理者(収入役)	生花	○	—	—	
		香典の額	10,000円	5,000円	—	
6	市立小学校及び中学校の校長及び教頭	生花	○	○	—	
		香典の額	10,000円	5,000円	5,000円	
7	市立小学校及び中学校の教職員(6以外の者)	生花	○	—	—	
		香典の額	10,000円	5,000円	—	
8	市立小学校及び中学校の前・元校長	生花	—	—	—	元校長は、印西市在住の場合のみとする。
		香典の額	5,000円	—	—	
9	市立幼稚園、小学校及び中学校の園児・児童・生徒	生花	—	—	—	
		香典の額	5,000円	—	—	
10	県職員	生花	—	—	—	北総教育事務所勤務者とし、その他(本庁、他市町村学校勤務者等)は、その都度協議とする。
		香典の額	5,000円	5,000円	5,000円	
11	市議会議員、地元選出県議会議員、地元選出国会議員	生花	—	—	—	
		香典の額	10,000円	5,000円	5,000円	
12	近隣市町村長※5	生花	—	—	—	原則として印西地区環境整備事業組合構成自治体の長とし、その他についてはその都度協議とする。
		香典の額	5,000円	5,000円	5,000円	
13	近隣教育長※5	生花	—	—	—	原則として印旛郡市の教育長とし、その他についてはその都度協議とする。
		香典の額	10,000円	5,000円	5,000円	
14	市内私立幼稚園園長	生花	○	—	—	
		香典の額	5,000円	—	—	
15	公共的団体の長等	生花	○	○	—	教育委員会が委嘱等をした各種審議会等及び教育委員会が所管する社会教育団体の長等とし、その他は協議とする。
		香典の額	5,000円	5,000円	5,000円	
16	特に市教育発展に寄与した者	生花	○	○	—	
		香典の額	5,000円	5,000円	5,000円	
17	上記のほか特に必要と認める者	生花				上記の範囲内で対応
		香典の額				

注 釈

※1 同居の義父母含む。(義)祖父母、(義)兄弟姉妹、孫、同居していない義父母については、その都度協議とする。

※2 生花について、市長が贈る場合(教育委員を除く。(前・元含む。))には、市を代表したものとして、教育委員会では贈らないものとする。なお、会場の都合等により、花輪とすることもできることとする。

※3 弔電は、参列しなかった場合のみとするが、その都度協議とする。

※4 通夜見舞いについては、その都度協議とする。

※5 必要に応じて近隣教育長との協議により1万円を超えない範囲で対応する。